医療費支給事業のご案内

こどもの医療費支給事業

問い合わせ/子育て支援課給付担当(内線2637)

対象・内容/お子さんが18歳になる年度末までの通 院・入院費

その他/支給を受けるには申請が必要です。申請日から助成を受けることができます



ひとり親家庭等医療費支給事業

問い合わせ/子育て支援課給付担当(内線2637)

対象・内容/ひとり親家庭等(母子家庭・父子家庭・父又は母に一定の障がいがある家庭・親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭)の18歳年度末までの児童(一定の障がいがある児童は19歳まで)とその母(父)又は養育者の医療費の一部

その他/支給を受けるには申請が必要です。認定に あたっては、資格認定要件があり、児童扶養手当に 準じた所得制限があります

重度心身障害者医療費支給事業

問い合わせ/障がい福祉課障がい福祉担当 (内線2678・FAX541-1328)

対象・内容/次のいずれかに該当する方の通院・入院費 〇身体障害者手帳 $1 \sim 3$ 級・療育手帳 $A \sim B$ ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方(各手帳取得時の年齢が65歳以上の方を除く) 〇65歳未満の時に一定の障がいがあり、その障がいにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

その他/すでに本制度を受けている方は、引き続き対象となります。また、平成31年1月1日以降の新規申請者には所得制限があります

自動車燃料費助成券・福祉タクシー券を交付

問い合わせ/社会福祉協議会 (☎597-2100)、障がい福祉課障がい福祉担当 (内線2678・FAX541-1328)

自動車燃料費助成券

内容/1枚700円の助成券を月に1枚の割合で交付します ※最大12枚。1回の給油で複数枚利用可。助成券は現金価格と違う場合がありますその他/利用可能給油所等についてはお問い合わせください

福祉タクシー利用券

内容/最大500円券16枚、100円券20枚を交付しま す ※四半期ごとに交付枚数減少。1回の乗車で 複数枚利用可

利用できるタクシー/市と協定を結んだ市内事業 者(ひなちゃんタクシーの支払いもできます)

対象/身体障害者手帳 $1 \cdot 2$ 級、療育手帳 $\triangle \cdot A$ 、精神障害者保健福祉手帳 $1 \cdot 2$ 級のうちいずれかの交付を受けている方 ※申請時に持参してください

注意/○自動車燃料費助成券又は福祉タクシー利用券いずれかの交付となります。重複しての交付、交付した助成券の変更はできません ○5月以降、月数の割合に応じて交付枚数が減少します

申込み/4月1日(水以降の平日に社会福祉協議会(総合福祉センター・吹上福祉活動センター)・障がい福祉課・両支所福祉グループ ※代理申請可

難病患者手当受給資格の更新

問い合わせ/障がい福祉課障がい福祉担当 (内線2617・FAX541-1328)

市内在住で、埼玉県指定難病医療受給者証等をお持ちの方に、難病患者手当(月額1,000円)を支給しています。新しい指定難病医療受給者証が保健所より届きましたら、障がい福祉課又は両支所福祉グループで更新手続きをお願いします。